

犬の登録・狂犬病予防集合注射



犬の登録と狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。犬の登録をしていない人は注射会場でも登録できます。登録済みの人は通知はがきを注射会場へお持ちください。犬の死亡・飼い主の変更・住所変更など、登録内容に変更がある場合は環境衛生課までご連絡ください。

●問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202

●料金 (1頭当たり)

	登録料	注射料	注射済票 交付料	合計
登録済の犬		2,600円	500円	3,100円
未登録の犬	3,000円	2,600円	500円	6,100円

実施日	時間	会場
5月8日 (月)	9:30~9:50	日向集会所
	10:10~10:30	上古閑公民館
	10:40~11:15	市商工会支所
	13:30~14:00	上庄公民館
	14:20~14:50	栄体育館
5月9日 (火)	9:30~10:20	杉並台中央公園
	10:40~11:30	永江ふれあいセンター
	13:30~14:20	すずかけ台中央公園
5月12日 (金)	9:30~9:50	群区グラウンド
	10:00~10:30	黒石原コミュニティセンター
	13:30~14:00	みどり館
5月13日 (土)	9:00~9:30	市商工会支所
	9:50~10:50	泉ヶ丘市民センター

実施日	時間	会場
5月15日 (月)	9:30~9:50	上生川クリーンセンター蘇水苑
	10:10~10:30	本村区構造改善センター
	10:40~11:10	外園地区構造改善センター
	13:30~14:00	合生文化会館
	14:20~14:40	辻久保学習センター
5月16日 (火)	9:30~10:00	須屋浄化センター
	10:20~10:50	上須屋学習センター
	11:10~11:30	ユトリック公民館
5月18日 (木)	9:20~10:10	西合志庁舎 正面駐車場
	10:30~11:10	黒石市民センター
	13:30~14:00	新開公民館
	14:20~14:50	東須屋公民館
	9:00~9:50	須屋市民センター
5月20日 (土)	10:10~10:40	妙泉寺体育館
	11:00~11:30	黒石市民センター
	13:00~13:50	西合志庁舎 正面駐車場
	14:10~14:40	外園地区構造改善センター
	14:50~15:10	合生文化会館

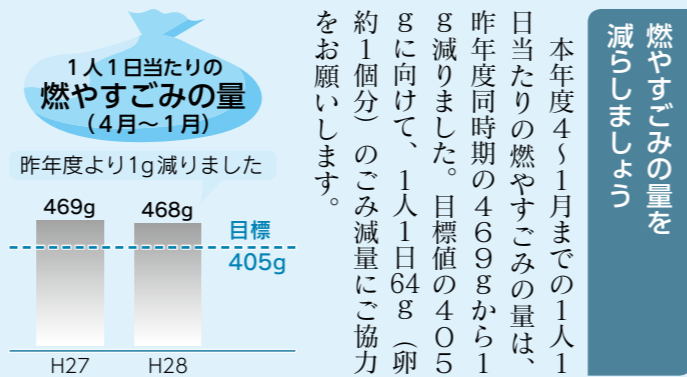
環境通信

**平成29年度
ごみカレンダーを配布しました**

2月末に、平成29年度のごみカレンダーを配布しています。地区ごとに収集する曜日が異なりますので、ご確認をお願いします。

資源物、不燃・埋立ごみの収集は、祝日の場合に振替日がありますので、ごみカレンダーで確認してください。

なお、ごみカレンダーは合志庁舎、西合志庁舎、各支所でも配布しています。



みんなの税金 税金は納期限内に納めましょう

市民の皆さんが納める市税は、安全で快適な生活を送るために欠かせない市の貴重な財源です。コンビニエンスストアでも納付できます。税金は必ず納期限内に納めましょう。

市税の納付は口座振替が便利

- 金融機関などへ納付に行く必要もなく、納め忘れの心配もありません。年度途中の申し込みもできます。
- 口座振替できる金融機関
菊池地域農業協同組合、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合、ゆうちょ銀行
- 手続きに必要なもの
預金通帳(口座番号確認)、金融機関届出印
- 納税通知書(納税義務者確認)
- 申込先
税務課(合志庁舎)、西合志庁舎総合窓口課、泉ヶ丘支所、須屋支所、右記の金融機関

▼問い合わせ先 税務課(合志庁舎)

☎(248)1114

日曜開庁でも納付できます

- とき 毎週日曜 午前9時~午後1時
 - ところ 合志庁舎
- 市税などを滞納すると、延滞金の加算や財産の差し押さえを行なうことになりま。何らかの理由で納期限内納付が困難な場合はご相談ください。

●平成29年度 市税の納期限と口座振替日

	軽自動車税	市県民税 固定資産税 国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書 提出期限*
全期	5月31日(水)			4月28日(金)
1期		6月30日(金)	左記と同じ	5月31日(水)
2期		7月31日(月)		6月30日(金)
3期		8月31日(木)		7月31日(月)
4期		10月2日(月)		8月31日(木)
5期		10月31日(火)		9月29日(金)
6期		11月30日(木)		10月31日(火)
7期		12月28日(木)		11月30日(木)
8期		1月31日(水)		12月25日(月)

*ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出期限は、上記よりさらに1か月前になります。

平成29年度 軽自動車税の減免申請

障害者手帳を有する本人が所有、または精神に障がいがある人、18歳未満の身体障害者手帳所有者と同一生計の家族などが有し、通院・通学などのために使う軽自動車などは、申請により、1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。

※普通自動車税の減免を受ける人は軽自動車税の減免を受けられません。

●申請期間
納税通知書が届いた日から5月24日(水)まで(平日のみ)

※納税通知書は5月初旬に郵送します。※期間外の受け付けはできません。

●申請先 税務課(合志庁舎)

●申請に必要なもの
自動車検査証(車検証)、運転免許証、納税通知書、印鑑、身体障害者手帳など(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)(※1)、マイナンバーが確認できるもの(※2)。

※1 手帳の等級などは問いません。

※2 マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しのいずれか。

固定資産税課税台帳を 縦覧・閲覧できます

●縦覧 納税者が市内の他の土地・家屋の価格を確認できます。

●縦覧期間 6月30日(金)(平日のみ)

●閲覧 納税義務者本人が自己資産の内容を確認できます。(通年)

●ところ 税務課(合志庁舎)

●手数料 無料

●必要なもの 左表の資格者と確認できるもの(運転免許証・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など)、印鑑

資格者	縦覧	閲覧
納税者	○	○
免税点未満*により課税されない人	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族	委任状が必要です	
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	当該権利の目的である土地・家屋
1月1日以降の新所有者	×	○

*同一市町村に有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額(土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)に満たないこと